

随意契約理由書

件名	神戸市中学校給食ランチボックス購入(追加分)	
契約の相手方	株式会社 梅屋	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>令和元年10月7日付 物品購入契約「神戸市中学校給食ランチボックス購入」契約を締結し、本年3月31日に完成成果物の納期を迎えるが、それに先立ち、本年1月17日に仕様書に記載通り、運用テスト用成果物の納品があったが、予想以上に評判がよく、当初に想定した喫食率を超える可能性があるとの判断となり、3月31日に納品される予定のランチボックスと全く同じランチボックスが追加で今年度中に必要となったため、当初購入の契約先業者である株式会社 梅屋との契約が必ず必要である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	(電話番号 078-984-0700)